

平成20年第4回定例会 壱岐市議会 会議録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成20年12月10日 午前10時00分開議

日程第1	議案第90号	壱岐市行政区設置条例の制定についての撤回の件	総務部長 説明 承認
日程第2	議案第91号	壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の件	産業経済部長 説明 承認

議事日程 (第2号の追加第1)

日程第1	議案第91号	壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第2	議案第92号	壱岐市行政組織条例の一部改正について	質疑なし 総務文教常任委員会付託
日程第3	議案第93号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第4	議案第94号	壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第5	議案第95号	壱岐市手数料条例の一部改正について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第96号	壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第7	議案第97号	壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止について	質疑なし 総務文教常任委員会付託
日程第8	議案第98号	公平委員会の事務の委託に関する規約の変更について	質疑なし 総務文教常任委員会付託
日程第9	議案第99号	普通財産の無償及び減額貸付について	質疑なし 総務文教常任委員会付託
日程第10	議案第100号	字の区域の変更についての更正について	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第101号	市道路線の認定について	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第102号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算 (第5号)	質疑 予算特別委員会付託
日程第13	議案第103号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第14	議案第104号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし 厚生常任委員会付託

日程第15	議案第105号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第106号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第107号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第18	議案第108号	平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし 総務文教常任委員会付託
日程第19	議案第109号	平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第111号	壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第21	認定第3号	平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑 決算特別委員会付託
日程第22	認定第4号	平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第23	認定第5号	平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第24	認定第6号	平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第25	認定第7号	平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第26	認定第8号	平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第27	認定第9号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 厚生常任委員会付託
日程第28	認定第10号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 総務文教常任委員会付託
日程第29	認定第11号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし 産業建設常任委員会付託
日程第30	認定第12号	平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第31	陳情第4号	介護療養病床廃止中止を求める意見書採決を求める陳情	厚生常任委員会付託
日程第32	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

(議事日程第2号の追加第1に同じ)

出席議員（25名）

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君
11番	坂口健好志君	12番	中村出征雄君
13番	鵜瀬 和博君	14番	中田 恭一君
15番	馬場 忠裕君	16番	久間 進君
17番	大久保洪昭君	18番	久間 初子君
20番	瀬戸口和幸君	21番	市山 繁君
22番	近藤 団一君	23番	牧永 護君
24番	赤木 英機君	25番	倉元 強弘君
26番	深見 忠生君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	松本 陽治君	事務局次長	加藤 弘安君
事務局書記	柳原 隆次君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	山川 明君	病院事業管理監	市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	牧山 清明君		

会計管理者兼会計課長 …………… 目良 強君

代表監査委員 …………… 横山 松興君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告します。11月26日以降、陳情1件を受理し、その写しをお手元に配付いたしております。

ここで、代表監査委員より、平成19年度壱岐市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の字句の訂正の申し出がっております。横山代表監査委員。

〔代表監査委員（横山 松興君） 登壇〕

○代表監査委員（横山 松興君） 大変申しわけございません。決算審査意見書の11ページに1カ所誤りがございましたので、訂正をお願いいたしたいと思っております。決算審査意見書の、恐れ入ります、11ページをご覧くださいと思います。この中の、決算収支状況表の「平成18年度」と書いてありますところが「平成19年度」の間違いでございますので、御訂正方よろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

〔代表監査委員（横山 松興君） 降壇〕

日程第1. 議案第90号

○議長（深見 忠生君） 日程第1、議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定についての撤回の件を議題とします。

議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定についての撤回の理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定について撤回請求書を提出いたしております。詳しくは担当に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） おはようございます。今議会で提出をいたしました議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定については、撤回をさせていただきます。

撤回の理由でございますが、自治公民館、地域審議会等との意見調整の時間が不足をしていたということによるものでございます。今後は十分に意見調整を行い、提出できる環境が整った時点で、議員皆様に改めて御相談を申し上げたいと存じます。大変申しわけございませんでした。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定についての撤回の件を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 赤木議員。

○議員（24番 赤木 英機君） この件につきましてじゃなくて、いろんな面で、市長、やはり市民との会話を重視していただいて、そしてやっていただきたい。私はどうも見てますと、活字にすれば議会に通ると思っておられるんじゃないかという危惧をいたしておりますし、議会としてもチェック機能をするためにはやはり厳しく今後やっていかなきゃいけないと思っておりますし、ぜひ今後そういうことを事前に万全の体制でやっていただくようお願いをいたしておきます。

○議長（深見 忠生君） 市長。

○市長（白川 博一君） 御指摘の件につきましては、真摯に受けとめさせていただきます。ただ、一つ、活字にすれば通ると思ってるんじゃないかと、そういう思い上がった考えはございませんので、その点ははっきり申し上げておきたいと思えます。ただ、御指摘の点は真摯に受けとめさせていただきます。

○議長（深見 忠生君） 撤回の件を承認することについては、異議なしと認めます。したがって、議案第90号壱岐市行政区設置条例の制定についての撤回の件を承認することに決定しました。

日程第2. 議案第91号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第2、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の件を議題とします。

議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の件につきまして、担当より説明をさせます。よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 登壇〕

○産業経済部長（山口 壽美君） 議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の正誤表をご覧をいただきたいと思っております。箇所名でございますが、条例第2条の表に誤りがございました。位置の問題でございますが、「蔵谷漁民住宅1、壱岐市勝本町西戸触141番地」、「蔵谷漁民住宅2、壱岐市勝本町西戸触142番地」と提案をいたしておりましたが、国土調査後の地番につきまして、こちらが完全に確認をしていなかったために生じた問題でございます。国土調査後の地番といたしまして、「蔵谷漁民住宅、壱岐市勝本町西戸触141番地24」ということに変更をさせていただきたいと思っております。本当に初期的なミスを犯しまして、こういうことを本当に申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

〔産業経済部長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての訂正の件を承認することに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程に、議事日程表第2号の追加第1を追加したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程に、議事日程表第2号の追加第1を追加することに決定しました。

第2号の追加第1 日程第1. 議案第91号～日程第30. 認定第12号

○議長（深見 忠生君） それでは、日程第1、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についてから、日程第30、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで30件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許可します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 1点については、ただいま訂正の申し出があつて承認されまし

たので、もう質問は省略します。

多分教職員住宅であったのを今回漁民住宅にされると理解しておりますが、家賃についてどのようなになるのか、教職員住宅であったときの家賃のままか、それとも変更になるのか、その1点についてお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

住宅の家賃の件でございますが、これにつきましてははまだ検討中でございます。勝本地区近郊の市営住宅の家賃の状況といたしましては、赤滝住宅が5,900円から1万200円、お茶屋敷住宅が7,000円から1万1,800円となっております。また、政策企画課で取り組んでおられますIターン者住宅、県職員の未利用公舎を借り上げている田ノ上の住宅が1万円となっている状況から勘案して、現在検討いたしておるところでございます。ちなみに、教職員住宅の所管がえ前の家賃は1万4,500円でありました。今後検討をいたしたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 次に、13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 家賃につきましては、現在検討中ということで御回答いただきましたので、結構でございます。

それで、今回はU・Iターンの漁業就業者のための住宅というふうになっておりますが、この申し込みにつきましては、通常の市営住宅と同じように個人的に申し込んで、その上、審査があって入居にいくのか、それとも、漁業就業者のため、各漁協を窓口として申し込むのかという点についてお尋ねをいたします。

もう一つは、今回漁業就業者のための住宅ということですが、関連しまして、U・Iターンの農業就業者が現在数人いるとお聞きしておりますけれども、農業就業者についてはどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

また、今回該当者が2名とお聞きしておりますけれども、今後、入居希望者が仮に増加した場合には、ほかの、例えばIターン用の田ノ上住宅のほうを活用するのか、3点お尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

1番目の申し込みにつきましては、担当の水産課で入退室に関しましては行う予定でございます。しかしながら、その前段の中で、各漁協等を通じまして情報交換を行ってまいり所存でございます。

2番目の農業者のIターンの対応につきましてはでございますが、議員御指摘のとおり、現在数名おられます。現在では農協を通じ、空き家とか賃貸等で契約されており、現在市のほうへの支援依頼はあっておりません。

それから、3番目の御質問でございますが、今回予定をいたしております施設につきましては2戸でございます。今度の住宅につきましては2階建てでございますので、もし理解が得られれば、1階と2階に2人ずつ住んでいただければ、4名までは可能じゃないかなとは思ってはおります。その後、需要が多くなるという情報も得てはおりますが、その辺につきましては、その段階でまた他の施設の利用について取り組んでいきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 最初の申し込みにつきましては、各漁協を窓口として水産課のほうで対応されるということですが、やはり今後ふえた場合に、優先的な環境という形で、同じIターンの方でも、家族連れ等いろいろあるわけでございますので、今後その辺も含めた、規則の中でそういった部分を今後決めていく必要があると思っておりますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 議員御指摘のとおり、そのような事態も起こるかと思えます。そういうときにつきまして、対処できるようにしたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。21番、市山繁議員。

○議員（21番 市山 繁君） 今の住宅の関連ですけれども、2階建を、都合によっては2階と1階と利用されるということですが、それ外階段があるわけですかね。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 現在の住宅では外階段はございません。ふろ、便所につきましても共有ということになります。現在、今Iターンで来ておられる方は船のほうに寝泊りをしておられます。そういう状況の中で、その方たちの理解が得られれば、1階と2階に住まわれることもあり得るかと思えます。ただ、先ほど鵜瀬議員の質問のとおり、家族で来られる場合はもう1戸の利用という形になるだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案第92号壱岐市行政組織条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案第93号壱岐市税条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねしたいと思いますが、この条例の改正によって、市の財政に幾らの削減になるのか、まずお尋ねをいたします。

それから、提案理由であります。徴税コストの抑制ということですが、わかりやすいように、私はむしろ、市民税、固定資産税の前納報奨金の廃止ということを書いていただければわかりやすいと思いますが、もしその点についても何かお考えがあったらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） ただいまの中村議員の御質問でございます。お答えをいたします。

議案第93号壱岐市税条例の一部改正についての、まず提案理由についての件でございます。これは確かに議員御指摘のとおりでございます。今後、具体的な表現に努めてまいりたいと考えております。

それから、削減額でございますが、議案第93号の税条例の一部改正によります内容が、納期前納付報奨金につきましては、御説明にありましたとおり、個人の市民税、固定資産税についての規定でございます。それから、議案第94号についての件でございますが、税等の徴収等の（「94号は次にありますから」と呼ぶ者あり）それでは、議案第93号の税条例の規定分と次の議案に関する集合徴収についての関係でございますが、納税報奨金については、システム上、集合徴収と単税徴収等のそれぞれのデータが区分出力が困難な状況でございます。両議案に関する部分あわせたところの金額で説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議案第93号の税条例、それから議案第94号の税等の徴収等の特例に関する条例の一部改正に係る分でございますが、議案第94号のほうは、10期に区分した個人の市・県民税、固定資産税、国民健康保険税についての集合徴収と、それと、議案第93号の単税の収納部分とあわせたところで、平成20年度の実績につきまして、市民税、固定資産税、国民健康保険税合わせて940万円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 中村議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 940万円ですかね、私はもう少しあるのじゃなからうかと思っておりますら、それに間違いなければもう結構です。

終わります。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。坂口健好志議員。

○議員（11番 坂口健好志君） ことし納期前納付の制度を利用して納税した人は何人で、納税額はどのくらいになるのか、お尋ねします。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） 平成20年度の実績でございます。市・県民税で2億3,984万9,200円でございます。固定資産税につきましては5億58万9,200円でございます。国民健康保険税につきましては2億4,259万6,900円でございます。合計で9億8,303万5,300円でございます。納付率につきましては、全体あわせたところで29%でございます。納税義務者数で3万5,019人で、前納者率は28%でございます。先ほどの29%は納付率でございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） それだけの人が利用していたわけですが、この制度があったから、ちょっと無理してでも前に納めておこうというような人も相当数いるんじゃないかと思います。これがゼロになった場合に、新たな滞納とか、納期おくれとか、そういう問題も発生する心配もあるわけですが、そういうふうな徴収対策について何か具体的にあるならお聞かせください。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） これまで前納をしていただいております方につきましては、今後、納期ごとの納付の特例をお願いを申し上げるところでございます。特に対策というのはありませんが、この納期前納付報奨金の廃止と、また納期ごとの納付についてお願いを、PRをしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 滞納システムとかいろいろな高額な機器の導入なんかがあると割には、むしろ滞納額もふえているような状況で、またこういう安易にとれるところから経費を削減するというのも、私もいかなもんかという気もするので、逆に滞納額をふやすおそれもあるんじゃないかという気もいたしております。そういう面で、やはりいろいろな面で、そういう機器を導入しても、やはり最後の決めは人の力であると思いますから、もっと積極的な滞納対策、徴収対策をやっていただきたいと思います。

それから、最後にちょっと、口座振替等の利用者の促進も必要じゃないかと思いますが、口座振替は利用者は何割ぐらいの利用をされているか、その辺をお尋ねします。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） ただいまの御質問の口座振替につきましては、現状把握をいたしておりませんでした。また後で御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、徴収方法、今後の対処ということでございましたが、市・県民税につきましては、平成21年1月から、長崎県職員によります市・県民税の併任徴収を県との協定の中で進めていくように現在事務手続を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 全国的な動向あるいは県下の状況というのはわかります。それでは、今、同じような意見出しておきたいと思ってたんですが、滞納がふえるということは懸念される問題です。これについて、納付奨励金の組織への交付改善等は考えてないかどうか、その点、納付を促進するためには何かの方策が要ると思います。昨年の予算委員会でもこの件については質問いたしましたが、そのときには、もう県下では今現況はもう1市だけ、当市だけしかないと思いますが、前納報奨金の制度は。では、一応納付組織についての、これについては何かの対応をするという委員会での答弁はあっておりましたが、その点についてお聞かせ願います。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） ただいまの御質問でございますが、現段階においては考えていないところでございますが、ただ、報奨金の算定の対象範囲などにつきましては、全体的な面で部内で現在議論はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 市長、この条例出すときには、もう新年度はすぐですから、何かの対応策はあるはずで、昨年私は予算委員会でも言いましたときには、これは何らかの対応をするという答弁は会議録はありますが、この点についていまだ検討がされてない、改善がされてないというのは、何かのやはり、これを廃止するについてはこういう形の中で徴収率を上げていくとか、そういう対応はやるという話があっておりましたから聞いておりますが、いまだもって検討がしてないというのはおかしいです。市長の答弁を求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今市民部長が申しましたように、内部で検討している、具体的な結論に至っていないということでございましたけれども、私は、全期前納報奨金を廃止するというのは、やはり今の流れからしてやむを得ないと思っているところでございます。そして、また、きょうは発表しませんでしたけど、先ほどの報奨金の額というのはかなりなものであると思います。そ

のことよりも廃止するほうがメリットが大きいということで廃止にするというふうになっておるわけでございます。

そこで、先ほどから御指摘がっております、滞納の発生をさせないような取り組み、それは一つには口座振替があると思います。前納をなさる方は無理して前納なさっているという事実もございしますが、そういう方については、きっと口座振替ができないような方ではなかろうかと思われまして、そういった努力をせにやいかんと思われまして、前納しておられた方のみならず、口座振替というのは推進していかなければいけないと思っております。そのほか今協議中でございますので、早期にこの徴収率向上対策について担当部にさせますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） いいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑がありませんので、これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号壱岐市税等の徴収の特例に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、中村出征雄議員。

○議員（12番 中村出征雄君） 私の質問通告の分は93号で答弁がありましたので、今回はそれで結構です。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案第95号壱岐市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、議案第95号につきましては、説明では県からの権限移譲ということでしたが、現在、今回の条例によりまして権限移譲を受けた該当件数は何件で、手数料の見込み額は幾らなのか。また、今後、管理及び手数料の徴収方法についてはどのようにするのか、お尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） ただいまの件につきましてお答えをいたします。

現在、地方局で事務をなされておるわけですが、14件で手数料が約22万8,000円でございます。今後の管理及び手数料の徴収方法はということでございしますが、今後の管理につきましては、許可及び更新事務を土木課の管理班で行います。許可の更新には、張り紙、看板等がご

ざいますが、これは1カ月、広告旗、広告幕は3カ月以内、そしてその他の物件は3年以内というふうになるので、この期間で更新をするというふうになります。

それと、徴収方法につきましては、申請時に許可及び更新の申請書を行うわけですが、市の収入証紙を添付をして申請し、その後、審査後に許可を行うということで、収入証紙で管理を行うというふうになっております。

今後は、こういった手続の変更がございますので、市の広報に記載をいたしまして、周知徹底をするようにいたしております。よろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 部長、これ対象が14件というふうに今言われたですかね、彦根市の場合は。長崎市ぐらいやったら、銀行の横に大きな、ビルの横っちょに大きな看板がありますから、あれが屋外広告物だというのはすぐわかるんですが、これちょっと見とったら、届け出のあった政治資金団体は一応これ除くというふうになってますけれども、彦根の場合は、正直言って、看板みたいなものが至るところに、田んぼの横っちょとか、あんなどこにいっぱいあるんですけれども、ああいうのも基本的に対象になるのかどうか。

それから、もう1点、これ料金表は、いつ設定されたんですかね。その2点についてお尋ねします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 14件と申しますのは、今地方局の管理班で管理しているのが14件ですから、それをそのまま引き継ぐということになります。

それで、今仰せのとおり、あらゆるところに看板が立っているというのは、正直申しますと、全部申請並びにこちらから啓発活動をして取るというふうになります。参考まででございますが、今一番多く納めていただいているのは、県からいただいた資料では、ミドリ薬局の看板がございまして、これが3万7,600円というぐらいでございます。

それから、徴収の金額はということでございますが、これ県で今決まったものをそのままそっくり権限譲渡ということですので、いつ決定したのかというのは、今私は答弁ができないわけですが、そういうことで、そのまま引き継いで、その手数料を市に今後は入るというふうになろうかと思っております。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 実は僕も5年ぐらい前に、新しい財源として、パチンコ屋と銀行とサラ金から、広告物出しておるんだから、あれから取れと。たしか僕も知識として、ビルの看板については取れるんだというふうに言うたことがあるんですけれども、なぜ私が料金聞いたか

という、料金が私は安過ぎると思ってるんですよ、正直言って。ぜひ僕は、環境美化の点からも、特に、勝手にというか、政治団体とか団体の届けがないのにぼこぼこぼこ今もう無許可、野放し状態でぼんぼんぼん看板立ってますけれども、政治団体が届けがないとか、そういうふうなやつについては、あれはきちんとすべきです。

それから、もう1点、例えばパチンコ屋がありますよね、屋上に大きな看板立ててますけれども、ああいうのも対象になるんですか、道路からかなり引っ込んでますけれども、あれも一応屋外広告と言えはすべて屋外広告になるんですけども、あれについても対象になるんですか。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 屋外広告物ですから対象になると、そのように思っております。料金等につきましては、今後、権限移譲で壱岐市にもらうわけですから、今までのいきさつを聞きまして、そういう手数料等は再度もう1回検討をして、それからまた新しいものが出れば、それで金額の更正をしていきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 基本的に、例えば、部長、家の内っかわにペンキで書いとるとか、家の外にペンキで書いとるとか、その辺等も対象になるかどうかまで含めてちょっと考えにやいかんのですけれども、僕はもう基本的に、ミドリ薬局が多分一番高いと言われましたけども、どう考えてもおかしいですよ。本来ならば、パチンコ屋とか、そういうところ、サラ金とか、出しておるところは、基本的にはもっと料金を上げて、これで市が手数料条例で取れるわけですから、瀬戸にもあるし、パチンコ屋はいっぱいありますから、これ見たら、更新ごとですから、多分2年か3年、1回ずつ取るということでしょうけども、1年に1回、特にネオンサインがついとる分については50万円ぐらい1年に1回取ったからといって、パチンコの玉が出らんようになるぐらいのもんで、そう大して市民生活には影響ないんで、僕はぜひ銀行とサラ金とパチンコ屋からは広告料金取れと、基本的に、もうぜひそういったところは大いに取ってほしい。

それから、さっきも部長も言われましたけど、田んぼの横とか山の中とか、ああいうところにある看板については、本来、どう考えても島内美化の面からも考えてもみっともないと、僕に言わせれば。もう野放し状態みたいな看板については、僕はもうどう考えてもこれは安過ぎると、この料金が。だから看板でも何でも1年についても、すべて市の許可が要るんだと、道路の横に勝手につくっていいわけじゃない。政治資金の規制、団体については、これは除外になってるから、もちろん政治活動の重要な面からそれは除外してもいいですけども、それ以外の面については、きちんと環境の面から考えても、きちんとすべきです。議員も余りみっともないような場所に立てとる人もいっぱいありますけれども、ちょっと自主的に考えて、よそのまちに行っても、本当まちの中に議員の名前がいっぱい書いたやつがいっぱいあります。もうみっともない、僕に

言わせれば。本当ぜひ議員もそういった美化を考えてもらいたいと私のほうは思います。もうできたらもうああいうなんはもう全面撤去、それも議員もちょっと考えないかと私は思ってます。ぜひ部長、頑張ってください。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。10番、豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 今部長が答弁されましたので、この対象というのは都市計画区域のみという話があったんですが、いろいろ話が散乱しておりますが、その付近の確認を。

それから、個人の土地に広告がある分まで制約ができるかどうか。公共施設じゃないとできんのかなと思います。市有地とか、あるいは県有地、国道までこの制約ができるんですか、その付近の見解をお願いします。

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

○建設部長（中原 康壽君） 今回の権限譲渡は、上程のときに申しあげましたように、今回は都市計画区域が対象になっております。一般のところは景観条例等の区域の設定があって、この条例に適合するというふうになっておりまして、今回県から権限譲渡は都市計画区域でございます。

個人の田んぼ等に、道路横になろうかと思いますが、そういったところに立てたのも実際は屋外広告物ですから、対象になるというふうに判断をいたしております。ですから、小さく言いますと、これだけで大分手数料を取っていくというふうになろうかと思いますが、うちの担当部も、これは大変なものをいただいて、今から管理していくということで、金額的には小さい金額ですが、数多くなれば若干の手数料が入るということですので、もう権限譲渡でもらった品はそれに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案第96号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号壱岐市芦辺生涯学習施設「まなびの館」条例の廃止についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案第98号公平委員会の事務の委託に関する規約の変更についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号普通財産の無償及び減額貸付についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案第100号字の区域の変更についての更正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案第101号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案第102号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。13番、鶴瀬和博議員。

○議員（13番 鶴瀬 和博君） 19ページ、総務費、総務管理費の企画費の報償費の謝礼金についてお尋ねをいたします。これは島外通勤検討会議の1人当たり5,700円の5人の6回というふうに説明があったかと思いますが、その内容でよかったかということと、今回島外通勤検討会議の設置目的及びその内容についてお尋ねをいたします。そしてまた、ここでいう島外通勤というのは、日程も含めてどこまでをいうのか、大きく3点についてお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） お答えいたします。

現在の世界情勢は、皆様御存じのように、かつてない金融危機から始まりまして、トヨタを初めとする自動車関連産業、キャノン、ソニーの世界の優良企業が、派遣社員のみならず、正規社員もリストラするという厳しい情勢になっております。これが回り回って壱岐にどれほどのダメージを受けるのか、本当に予測がつかない状況でございます。私はこういう状況にかんがみまして、壱岐の人口減をとめなければいけないという危機感を持っておるわけでございます。

私は、御存じのように、平成3年にジェットホイルが就航いたしましてから、当時2時間半以上かかっていた時間が、福岡まで1時間で行けるということ、時間はどうしてもございませんけど、お金はどうかなるんだというようなことで、平成3年ごろから私は、福岡等々に通勤ができないかという考え方を持っておりました。毎日の通勤は無理といたしましても、何か方法はないのかと思っていたところでございます。

実はそのことともう一つ、平成19年度の地方交付税の人口割算定額、1人当たり19万8,000円でございます。1人ふえることによって19万8,000円交付税の算定がある。これがもし、平均家庭と申しますか、平均家族と申しますか、夫婦子供2人でありますと、19万8,000円、約20万円でございますから、80万円の財政的効果があるということになります。

そういったことを含めまして、私は実は福岡の方とお話をする機会ございました。自分の妻はハウステンボスに通っていると。毎日福岡からハウステンボスへ通いござるのですかと言いますと、いや、そうじゃないんだと。金曜日の夜帰ってくるんだと。月曜日の朝行くんだと。それから、唐津の方と話す機会がございました。おれの妻は諫早のハイテク企業団地に通っていると。この方もまた週通勤でございました。

そういう中で、壱岐が140万人、あるいはその都市、いや、そうじゃなくて、県域から含めますと、400万人、500万人圏のところ通勤ができないのかということ考えたわけでございます。そういった中で、現在NTTの方々あるいは九州電力の方あるいは民間の方が壱岐から通勤をなさっております。したがって、私はその方たちに、どうしたら週通勤をもっとふやせるのかということをお勉強させていただきたい。そして、それが可能ならば、今高校生でも壱岐に残りたい、しかし、残れないというのが現状でございます。それから、私が知っておる方で、団塊の世代の方が、今単身でございませうけど、壱岐に週末帰って、お父さん、お母さんの世話をして、また行っていらっしゃる。そういう団塊の世代の方の定年になった方々、そういう方が、例えば向こうで嘱託で残るよと、そういう場合に週、壱岐から週通勤をしていただけないのかと、そういったことを模索したいということでこの予算をお願いしているわけでございます。一番古い方は、私が知っておりますのは、諸吉本村にいらっしゃる方で、私が平成3年のころこういう考えを持ちましたときには既に通勤をなさっておりましたから、もう20年ぐらい通勤をしてあるんじゃないかならうかと思っております。ぜひそういう方に、今不自由されておると思いますから、どうしたらもっとふやせることになりませうかと、そういったことをお聞きしたいと思っております。

それから、どの辺までが基準になるかということでしたかね、島外通勤はどこまでを言うのか。私は、壱岐にまず住民票を移していただかないといけないということがもう第一であると思っております。そして、そういうことであれば、私は、通勤の範囲はもう可能な限り広がっていくと思っております。

以上、この目的と、それから範囲と申しますか、そういったこと、そして、今からやっていくスケジュールといいますか、気持ちといいますか、そういうことを申し上げました。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 市長の今回の島外通勤検討会議設置に向けた熱い思いというのはわかりましたが、質問の内容としまして、謝礼金の内訳を、先ほど言いましたとおり、大体検討会議が5人の1人当たり5,700円の6回ぐらいということでしたが、その点について、これでいいのかという点と、島外通勤については、市長が言われましたとおり、要は交付税が1人当たり約20万円ということで、壱岐市に住民票のある方、日程を問わず、例えば1カ月に1回帰る人も、それを通勤とするのか、例えば毎日、以前のときは、通勤圏構想のころは毎日ジェットホイルで通うということだったと思うんですが、今回は日程等関係なく、ただ単に職場が島外にあって、壱岐市に住民票を移してあるということだけでいいのか、その点だけ再度お尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） やはり生活の本拠を壱岐に置いていただくということも大事でございますし、やはり週通勤ぐらいしていただきたいなど、1カ月に1回じゃなくて、週に1度は帰ってきてほしいなど思っております。その辺はまたいろいろ相談もしたいと思っておりますのでございます。

それから、謝礼の計算根拠でございますけど、最初はやっぱり総会的に皆さん来ていただかなきゃいかんと思っております。そして、土・日に貴重な時間をいただくわけでございますから、日当もお支払いせないかんと思っているわけでございます。そして、その中から5人なり6人なりの方を代表で、今後お話しさせていただきたいというふうな、そういう手法をとりたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 内容につきましてはわかりました。あとは、この検討会議の位置づけだけ最後に確認しときます。予算内では6回というふうになっておりますが、最終的には島外通勤の方でいろいろと詳細については決められていくわけでございますが、位置づけとしまして、単なる検討会議ではなくて、あくまでも市長の施策の一端とした諮問会議としてとらえていいかどうか、それだけ最後、市長のお言葉をいただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今回につきましては、そういった諮問会議とかじゃなくて、もう自由にフリートーキングでお話を聞いて、模索していきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 次に、6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私は、29ページの農林水産業費の水産業費の工事請負費について質問の通告を出しております。市長、僕は通勤通学圏構想大いに構わんと。それで、僕は、できたら市長政策費とか、そういった市長の方針を実現するための政策費を、もう、これはたった

200万円ですけど、金があれば、本当1億円ぐらい市長政策費みたいなんで、市長がこういう方針でやるということをやって、住民票が移れば1人当たり20万円近く税収効果があるというんであれば、ぜひ本当にもうどんどん前向きに取り組んでもらいたいと思います。

栽培センター工事請負費が今回800万円増額になってますが、市長の行政報告の中には、平成20年度完成を目指して壱岐栽培センターの工事が進捗しておると。ただし、異常気象等による海水面からのアワビのへい死のリスクを解消するため、海水温調節機器の設置が必要となり、事業費の増額及び平成21年度までの施工年度延長を余儀なくされ、現在国へ計画変更申請を提出しているというふうに行行政報告でもありましたけれども、私は、栽培センターの予算がたしか1年ぐらい前かな、ちょっと忘れちゃったけども、当初の予算委員会でも、これ当時の水産課長から、海水温度の上昇によってアワビが非常に多量に死滅するということをたしか聞いておりました。であれば、当初から海水温度の上昇というのは栽培センターをつくる時点で当然予想されたことだし、過去にもそれが原因でアワビの稚貝が非常に大量に死ぬということもあったわけです。海水温調節機器というのは当然最初から予算化されて当たり前だと思うんですが、なぜそれが今日になったのか、どう考えても私は理解しがたいんですが、その面についてお答え願いたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 町田議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

壱岐栽培センターの基本計画の作成につきましては、平成17年度に実施しております。この時点では総事業費7億4,000万円と確定をしております。その後、平成19年度におきまして工事着手の実施設計を行っていったところですが、議員御指摘のとおり、平成19年5月から6月に異常水温が発生し、アワビの異常な死滅が起きました。それにつきまして、長崎県総合水産試験場等に調査を依頼した結果、消化器の機能の低下による壊死とされ、このためにえさを食べるのが不良によるものだろうということでありました。

そういう状況の中で、19年度的设计におきましては、単独予算で計上いたしまして、20年の入札をかけたところがございます。その後、20年度におきまして県の水産の担当課と温度調節機を補助対象にできないかという協議を行いました。そして、11月末にその計画変更が認められました。これにつきましては、温度調節機の補助対象と種苗用生けす静水面確保に対します消波堤等、これにつきましても補助対象として認められたということでございます。

今回の工事請負費の800万円の増につきましては、現在工事を行っております事業の中で、基礎工法の変更が生じたために事業費の増が起きたための変更でございます。栽培センターの営業につきましては、従来どおり21年度から開始ができるところがございますが、敷地内の舗装等と、それから先ほど言いました種苗用生けす静水面の確保、消波堤の工事が21年度に実施で

きる予定になっております。よろしく申し上げます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 部長の今の答弁だったら、要するに、最初は平成19年度の計画実施を提出したときには、温度調節機能というのは当然必要だと思って予算にのせていたけども、後から、これは市の単独でやったけども、要するに後で、わかりやすく言えば、温度調節機等も補助対象になるから、その設置に伴って基礎工事の変更が必要だから、供用開始が1年延びるということで理解していいとですか。よくわからんのは、温度調節機器というのは当然初めから必要なわけなんで、私が聞いているのは、過去に、今19年度にたしか死滅したとありましたけども、それよりも前にも何回もあったんじゃないですか、こういうことは。育成状況が非常に悪いとか、稚貝の歩どまりが非常に悪いとかいうふうなことは、私もそれより前にも聞いてますよ、そういうのは。それで、温度調節機能は当然計画の中に入っておるはずなんですけど、それが、なぜ県の補助対象になったから、施工期間、供用開始時期がなぜ1年おくれるのかが私はわからないんですけども、私が質問しているのは、そんなもん最初からわかるとことやから、最初からつけとくのが当たり前だと、それを考えて基礎工事もあるべきだというふうに私は考えてるんですけど、その点については、もうちょっとわかりやすく説明してくれませんか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 行政報告の中での海水温調節機の設置が必要となりということにつきましては、国の補助対象になったということでの表現でございます。先ほど言いますように、19年度の入札の時点で単独で温度調節機は入れて入札をしておりました。それを今度20年度の計画変更の中で海水温度調節機が補助対象になりました。その中で、先ほども言いますように、種苗用の生けす静水面の確保についての消波堤につきましても単独で計上しておりましたが、これが補助対象になり、それに伴い総事業費の変更が行われたために、栽培センターと、先ほど言いました消波堤等の工事もその全体に含まれております。そういう状況の中で、栽培センターの供用開始には影響はございませんが、その外側の敷地内の舗装と消波堤工事が21年度に延びるということでございます。それで、この予算の800万円の増につきましては、現在工事をしておる状況の中で、基礎工の工法に変更が生じて、ほかの敷地内舗装の予算も若干削って、800万円も基礎工事の変更で充てたということでございます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） どうも聞いておって、私はつじつまが合わんと。これ行政報告では、海水温調節機の設置が必要となって、事業費の増額及び平成21年度まで施工年度延長ですから、大体1年延長されて、現在国へ計画変更申請書を提出しているところでありましてというふ

うにありますけども、ところが、今の部長の答弁では、平成19年度に既に、海水温調整機器の設置とそれから消波堤については市の単独の最初の計画の中に含まれておったと。市の計画の中に含まれておったやつを後から国のこれは補助対象になったから計画を変更すると。そしたら、予算は減らないかとやないとですか、だれがどう考えても。温度調節機器の設置は、最初から市の計画の中の事業年度で、今部長は19年度にそれは事業開始のときにそれは当然やっておったと。ところが、そしたら、それが新たな予算対象となるんだったら、予算は減らないかとやらないですか、どう考えても。よくわからないんですよ、そのへんのところが。もう少しきちんと詳しく説明してもらえませんか。

○議長（深見 忠生君） 部長、わかりやすく説明お願いいたします。山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 19年度の入札のときには、単独予算ということで起債等で計上しておったわけですが、今回の補正予算を計上するまでに計画変更等の申請をいたしておりません。まだ補助金変更等の申請もしておりません。そういう状況の中で、今度、市の財源、持ち出しの分が変更になろうと思っております。（発言する者あり）800万円の明細は、現在の契約をしている分の中で、基礎工事の分の工法が変更になったために、今度また後で契約変更をお願いするところですが、基礎工事の変更で800万円の追加をするということでございます。温度調節機は当初一般財源で見ておったところですが、それが今度計画変更で補助対象になったものですから、今後、財源の内訳の変更が出てくると思っております。（発言する者あり）800万円と温度調節機は関係ありません。行政報告とその辺がちょっとごっちゃになってるところがございます。

○議長（深見 忠生君） 大体今おわかりだろうというふうに思います、町田議員。4回目ですから、一応それで終わってください。

○議員（6番 町田 正一君） 予算委員会もありますんで、私ちょっとメンバーじゃないんで、何回聞いてとってもさっぱりわからん。行政報告と中身全然違うじゃないですか、そしたら、これ。行政報告そのものがこれ違うっちゃないですか。この行政報告をすなおに読めば、例えば、機器については市の単独でやっつけた分が補助対象になるんだったら、当然減額されてしかるべきでしょうが、それが800万円がふえとるとするのは、さっき部長が言われたように、要するに基礎工事部分、要するに工事分がふえたというだけのことでしょ、これ言えば。さっきの部長の答弁だったら、工事の変更があったというだけのことじゃないんですか、基礎工事の。今までの分じゃどうしてもやれんことになったから、800万円工事変更についてそれをやりたいというだけのことじゃないとですか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 行政報告の説明の仕方が適当でなかったということをおわびいたします。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかにありませんか。1番、音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 今町田議員の質問、変更に関する関連ですが、今部長は、工法の変更があったというふうな説明をされましたが、工法の変更があったというのはちょっと不自然だと思うわけですね。例えば支持地盤が深かったから、支持地盤まで到達するまで支持力が出るまでくいを打ったとか、そうした説明であればわかるんですが、工法の変更があつて800万円ここに補正をしますということですが、そこら辺を確認しておきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

当初くい打ちといいますか、70メートルの穴を掘って、そこにコンクリートを注入するような工法になっておったわけですが、転石等が発生をいたしまして、70メートル掘れないということが発生をいたしまして、70メートルする予定でありましたが、それがそう深く掘れませんので、基礎ぐいの径を大きくした工法に、そして、岩盤まで届く形での工法を変更したということでございます。当初50センチから90センチのくいを打つような形でありましたが、今回の変更で800から2メートルの口径のくいに変更するために、工法の変更が生じたということでございます。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 音嶋議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） わかりました。いわゆるソイルセメント工法ですね。ということは、70メートルと言われたのは、あそこは水深浅いですから、施工するすべての延長が70メートルということですね、全体で。1本に70メートル掘るわけじゃないわけですから、何カ所かそのトータルが70メートルと理解すればいいわけですね。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 当初設計するときにはボーリング調査を行ってなかったということでございます。そういう状況の中で、くいが70メートル打つという予定で設計をしておったようでございます。それが（発言する者あり）ちょっとその設計の内容がございませんが、ここに工法の変更の比較表がございます。それで、最深度70メートルと書いてあるものですから、その辺が設計の内容によって差があるかと思えます。

○議長（深見 忠生君） 以上のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第102号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時30分とします。

午前11時17分休憩

.....
午前11時32分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号平成20年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第108号の質疑を終わります。

次に、議案第109号平成20年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案第111号平成20年度壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑ありませんか。11番、坂口健好志議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 調査特別委員会で提案内容の説明、3回ほど質疑等があります。そうした中で、こういうふう決定されるのに一番評価された点はどういうところで評価されたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） これまでのいきさつ等もあるわけでございますけれども、やはり現在の実績等が一番評価されているというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 11番、坂口健好志議員。

○議員（11番 坂口健好志君） それから、オープンの準備段階から、集客を図るために宣伝とか広報活動をするために1月からというふうになっておりますけれども、これはもう1月からということですが、具体的に計画とか提案とかあっているのだとしたら、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 実は平成22年春からオープンするものでございまして、基本的にはそれに備えていく、まず、その準備に取りかかっていくということが一番大きな基本になるというふうに考えております。

○議長（深見 忠生君） 坂口議員。

○議員（11番 坂口健好志君） 準備はわかるわけですけど、具体的な計画とか提案とかは何も聞いてないわけですかね。今までもずっと流れで、県と乃村工藝社、こういう意見を聞きながらという感じで、市は何か追随するような形のようになっている面もあるような気がしますけれども、市としての独自の提案とか何とかされてるのか、その辺もお伺いします。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 議決をいただきますと、具体的な調整に入るわけでございますけれども、市としての意見は主張をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑ありませんか。1番、音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 特別委員会の席上でもちょっとお尋ねをいたしたわけですが、市と乃村工藝社と指定管理契約を交わすその契約の内容というのは、我々議会としても知る必要があると私は考えておるわけですね。そうした面をどういう形で議会に示されようとしておるのか、

その件に関してお尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） しばらく暫時休憩します。

午前11時39分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

白川市長。

○市長（白川 博一君） 契約の内容につきまして、契約前に特別委員会にすべて開示をして、提示をいたしまして御検討を願うという、そういうスケジュールでいきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） いいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで議案第111号の質疑を終わります。

次に、認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） これ横山代表監査委員の報告、質疑通告してましたんで、準備されてると思うんで、報告にあった壱岐市の財産のうち、有価証券及び土地開発基金についてちょっと質問します。

まず、土地開発基金についても、いわゆる取得価格というか、簿価の評価だと考えてますけれども、そもそも土地開発基金、これ中身見たら、土地が7億5,000万円、現金が1億円、代表監査委員の報告の52ページ、53ページに書いてます。一番最後のほうですね。なってますけど、まず、土地開発基金というのは、そもそもどこの土地をいうのか、それから、これ多分簿価の評価だと思うんですが、ずっと変わってないから、例えばこれも時価評価にするとか、簿価の評価でこれ記入しなきゃいかんというふうに例えば会計基準等で定められているものかどうか、まずそれが第1点。

それから、2番目に、土地開発基金というのは、そもそもこれ取得しとる7億5,000万円以上の土地というのは、そもそもどこの土地かよくわからないんで、ちょっとお教え願いたいと思います。

それから、3番目の、市の財産の中で各有価証券があるわけですが、壱岐カントリー倶楽部に壱岐市は6,600万円出資してます。御存じのように、もうカントリー倶楽部自体が、有価証券の6,600万円というのはもう今はほとんど紙切れに近い状況になつとるわけですが、これも相変わらず、ずうっとこれ合併した当時からずっと6,600万円ですと記入してあるわけですが、これはもう当然早急に見直さざるを得んとやないかと。

それから、4番目、財政の基準で、もしあるとやったらしょうがないですけども、例えば土地の評価なり株の評価なりは、恐らくもう時価に換算せざるを得ないんじゃないかと思うんですが、それについて。なぜかという、減価償却も含めて財産目録の中に、これ全然ずっとないんですが。財政健全化法制定以来、今からの自治体の財政状況については国も非常に厳しい方針を出しておるんですが、それに沿った形で、壱岐市の正確な財産というのもやっぱり知っておく必要があると。これ見たら、私たちがよくわからん土地を、本来は7億円、壱岐市の今7億5,000万円の土地といったら、それはよっぽどいいところが、かなり広いスペースがどっかあるのかなと思うし、カントリー倶楽部の6,600万円も合併以来全然これは変わってない評価なんで、こういうのも、財産そのものも見直さざるを得んとやないかと思うんですが、質問通告しておる4点についてお答え願いたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 町田議員の質問にお答えをいたします。

通告の4点でございます。まず、市有財産の取得管理でございますけれども、これにつきましては、市有財産の取得管理については、壱岐市有財産管理規則というのがございます。これによりまして取得価格を記載するとあり、評価については行っておりません。

2点目の土地開発基金の問題でございますけれども、この件に関しましては、土地開発基金とは、公共の利益のために必要ある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置されたものでございます。したがって、土地開発基金で取得した土地については一般会計の財産とはなっておらず、公有財産には搭載されない資産でございます。参考までに、壱岐市全体では25万3,500平米でございます。金額は、町田議員が先ほど申し上げました7億円を超える金額となっておりますのでございます。

それから、3番目が壱岐カントリー倶楽部の6,600万円の問題に触れられたわけでございますけど、平成17年5月に民事再生法の手続に入っております。平成20年2月に再生計画認可確定となりまして、今回の再生計画は自主再生計画でございます。これまで、今まで再生に向けて何回となく協議がなされていると聞いております。再生案としては、議員御指摘のように、減資もあり得るというふうに思っており、懸念をいたしております。株主総会で議決次第では議会にも報告するようになるものと思っておりますのでございます。

それから、4点目、時価評価についての御質問でございますけれども、現在総務省が進めている公会計の整備推進というのがございまして、現在、職員を毎月、3月までですが、研修に出しております。こうしたスケジュールの中で、平成21年度までに一定の資産評価を行うとされておりますので、減価償却の問題も含めまして、公有財産台帳とあわせて整備を進めなければならないというふうに思っております。御承知のように、公会計につきましては、貸借対照表等の財

務諸表の作成が求められる時代でございますから、国のほうでもこういった公会計の整備推進研修会等をして、研修をして、新しい展開の中での取り組みを進めていこうとする趣旨の内容のものであるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 公有財産の、要するにどんくらい壱岐市が財産持つとるとかというのは、基本的に一番最初にはっきりされるべきだろうと思いますが、これは合併から、全くそういう取り組みはされてこなかったのかどうか。もう合併してから五、六年なりますけれども。

それから、部長答弁で、1番の、僕はこれは要するに取得価格、簿価評価だと思ってるんですが、そのまま記載されてますが、聞いたら、壱岐市財産管理規則でこれをやるようになってるんですが、壱岐市財産管理規則でできるのであれば、そういうことであれば、これは早急に、土地の再評価は今ちょうど調査もやっていますから、それが終わり次第、早急に、できるだけ正確な、もちろん毎年毎年時価にすると、年度ごとに変えろということになりますから、それも大変なんですけども、一応調査が終わった時点で、それはできるだけ新しい土地評価の分については考えていく必要があるだろうと、これは思います。

それから、もう1点、さっきの土地の簿価評価の分に、この25万3,500ヘクタールというのは、壱岐市が持っている土地全体という意味ですか。それもちょうと教えてください。

それから、カントリーの6,600万円は確かに懸念される材料ではありますが、こればかりはどうにもならないですよ。それはゴルフ場の経営に壱岐市がタッチするわけにはいきませんから、この6,600万円というのは、観光にも一応の役に立っておるし、私もゴルフ行きますから、つぶせとは言えないんですけども、これ6,600万円は恐らくもう紙切れ同然の価値しかないんですけども、これについても、今確かに民事再生法の適用を申請しとって、もう5月に自主再建という方向でやられるということであれば、カントリー自体、会社自体が、会員権そのものも、各会員に対しては、例えば10年分割で、たしか2万円とか3万円とかいうような形で分割して払っていくというような形で出してるんで、これは早急に6,600万円についても、恐らくもうゼロに近い形で見直さざるを得んだろうと思っておりますが、そこについてはもうちょうと答弁してもらえますか。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） まず、第1点の簿価評価の件でございますけれども、先ほど申しました壱岐市有財産管理規則では、台帳価格は次のような区分で搭載をするようにしております。まず、1点目が、購入によるものは、その購入価格でございます。2点目が、工事または製造によるものは、その工事または製造に要した価格、3つ目、交換または無償取得によるもので、評

価値のあるものはその価格、4、公債または社債については、その額面価格、有価証券については、その取得価格、それから出資による権利については、その出資金額、そのほか全各号に該当するもののほかはその見積価格と、規則ではこのようになっております。

それから、2点目の25万7,000、これはヘクタールではなくて、平米でございます。これは郷ノ浦、勝本、芦辺、石田、すべてをあわせた分が正確には25万3,500.40平米となっております。したがって、どこにどこがあるかというのは、余り多過ぎて、正直わかりません。

それから、3点目のカントリーでございますけれども、ことしの、今月末に一応株主総会が予定をされておりますので、その時点である程度のことは少しは見えてくるのではないかというふうに思っております。詳しい内容については、私は承知はいたしておりませんので。

○議長（深見 忠生君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 横山代表監査委員にも質問していいということだったので、代表監査委員、この市有財産の25万3,500平米の財産については、監査委員として、監査委員委員会として、この土地については、すべて把握はされているとでしょうか、その点。

○議長（深見 忠生君） 横山代表監査委員。

○代表監査委員（横山 松興君） いえ、これは把握はしておりません。財産台帳そのものの整備が十分でない部分がありますので、この分については詳細にはやっております。ただ、決算監査の中で、この財産調書について二、三確認をしたのは、町田議員の関心を持っておられた6,600万円、この件についてはいろいろお尋ねをして、今後の方向性とか、あるいは評価のあり方とかいうことは質問をいたしております。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 土地のまず財産台帳については、これは基本的に早急にやるべきですよ。どこの土地が市有地かわからんとかいうような状況は、それは代表監査委員の言葉を待つまでもなく、こんなもんおかしい。絶対おかしいですよ、これは。まず、その整備を早急にやってもらいたい。本当にもう合併してからもう五、六年なるんで。

それから、壱岐カントリーの状況については、ぜひ、これは今月中にでも株主総会が開かれるということであれば、進むべき方向性がどういう形になるか、私たちも知らないかんことですから、ぜひ文書でも結構ですから、ぜひ報告をいただきたいと、以上2点です。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） 財産台帳につきましては、総務文教委員会からも厳しい指摘をいただいておりますので、それは守っていきたいというふうに思っております。

○議長（深見 忠生君） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号平成19年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第9号の質疑を終わります。

次に、認定第10号平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第10号の質疑を終わります。

次に、認定第11号平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第11号の質疑を終わります。

次に、認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑ありませんか。5番、坂本拓史議員。

○議員（5番 坂本 拓史君） 通告をいたしておりませんでした。わかればと思ってお聞きをいたしたいと思えます。歳入の二、三ページ、使用料の収入済み額で23万900円のマイナスになっておるわけですね。これが恐らく使用料ですから、九州郵船であったり、合同海運さんとか、あとテナントで入っているところの使用料であろうかというふうに思っておりますが、どの部分かもしもわかればお答えを願いたいというふうに思いますが、わからなければ、またあした一般質問するようしておりますので、あした聞きたいと思えます。わかりますでしょうか。

○議長（深見 忠生君） 山口産業経済部長。

○産業経済部長（山口 壽美君） 坂本議員の御質問でございますが、申しわけございませんけども、ちょっと内容について把握をしておりました。後日お願いします。

○議長（深見 忠生君） 後日ということで御了解をいただきます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで認定第12号の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第91号壱岐市U・Iターン漁業就業者住宅の設置に関する条例の制定についてから議案第101号市道路線の認定についてまで、議案第103号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議案第111号壱岐市立一支国博物館の指定管理者の指定についてまで、認定第4号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第12号平成19年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、28件をお手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

議案第102号について、お諮りします。議案第102号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、10人

の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおりでございますが、配付しました名簿の御訂正をお願いしたいと思っております。「久間初子議員」を「町田光浩議員」に訂正をお願いしたいと思っております。

名簿を読み上げます。坂本拓史議員、田原輝男議員、町田光浩議員、小金丸益明議員、今西菊乃議員、中村出征雄議員、坂口健好志議員、久間進議員、大久保洪昭議員、倉元強弘議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。委員会においては委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、委員会の場所は第2会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午後0時01分休憩

.....
〔予算特別委員会 開催〕
.....

午後0時08分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

予算特別委員長に3番、小金丸益明議員、副委員長に11番、坂口健好志議員に決定いたしましたので、御報告をいたします。

次に、認定第3号について、お諮りします。認定第3号平成19年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号については、10人の委

員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおりでございますが、訂正をお願いしたいと思います。「町田光浩議員」を「久間初子議員」に御訂正をお願いいたします。したがって、名簿は、音嶋正吾議員、久間初子議員、鵜瀬和博議員、市山和幸議員、瀬戸口和幸議員、近藤団一議員、深見義輝議員、馬場忠裕議員、牧永護議員、倉元強弘議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、決算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに決算特別委員会を招集いたします。委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで御報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に関する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いをします。

なお、委員会の場所は第2会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をします。

午後0時11分休憩

.....
〔決算特別委員会 開催〕
.....

午後0時25分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

決算特別委員長に4番、深見義輝議員、副委員長に1番、音嶋正吾議員に決定いたしましたので、御報告をいたします。

次に、先ほどの質問に対する答弁の申し出がっております。米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） 大変申しわけございませんでした。坂口議員の御質問にお答えをいたします。

口座振替の件数ということでございました。平成20年度の現在の状況でございますが、住民税、固定資産税、国民健康保険税の個人、法人の前納税義務者数が3万5,019名でございます。そのうち、口座振替依頼者が1万3,850名でございます。これは依頼者でございます。

それから、この割合が39.5%でございます。このうち、口座振替されてある方のうち、前納者は5,035人でございます。

以上でございます。

第2号の追加第1 日程第31. 陳情第4号～日程第32. 陳情第5号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第31、陳情第4号介護療養病床廃止中止を求める意見書採択を求める陳情及び日程第32、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情についてを議題とします。

ただいま上程しました陳情2件につきましては、お手元に配付の陳情等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。大変皆さんお疲れでございました。

午後0時27分散会
